

## 65歳から老齢基礎年金が受け取れます

### ■老齢基礎年金とは

国民年金保険料を納めた期間（免除された期間を含む）が原則として25年以上ある人が、65歳から受けられる年金です。20～60歳まで40年間（480カ月）すべて保険料を納めている場合、年金額は満額の788,900円（23年度）となります。保険料を納めていない期間や免除された期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。

### ■受け取りは65歳から

老齢基礎年金は原則として65歳から受け取ることができます。60～64歳の間に繰り上げて受給することもできますが、毎月支給される年金額が生涯にわたって減額されたり、もしもの場合に障害基礎年金を受け取れなくなったりするなど、注意が必要です。

一方、受給開始を66～70歳に繰り下げた場合は、毎月支給される年金額が生涯にわたって増額されます。

### ■受け取りには手続きが必要です

加入した年金制度が国民年金のみで、国民年金第3号被保険者期間（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養された期間）がない場合は役場で手続きができます。第3号被保険者期間がある場合は、年金事務所または年金相談の会場で手続きしてください。

### 【問い合わせ】

○松山西年金事務所

☎089（925）5105

○住民課 国民年金係

☎0893（44）6152

## 要らなくなったテレビは正しくリサイクルしましょう

最近、古いテレビを間違った方法で処分する人が増えています。古いテレビを処分するときは、家電リサイクル法に基づいて正しく処分しましょう。

### ■新しいテレビを購入するとき

古いテレビは、購入する店に引き取ってもらいましょう。

### ■古いテレビを処分したいとき

そのテレビを購入した店に引き取ってもらいましょう。

### ■購入した店が分からないとき

役場が行う粗大ごみ収集（年1回）の際に出しましょう。23年度の申し込みは、「広報うちこ4月1日号」をご覧ください。

※いずれの場合もリサイクル料金や運搬料金ががかかります。

違法な不用品回収業者に注意しましょう。許可を持たない業者に高額な回収料金を請求されたというトラブルや、回収した廃棄物の不法投棄などの問題が起っています。

テレビ以外にも、エアコンや冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機などは家電リサイクル法の対象です。正しく処分しましょう。



不法投棄されたテレビ

なお不法投棄は法律で禁止されています。絶対にやめてください。

### 【問い合わせ】

環境政策室

☎0893（44）6159